

京 枧 と 江 戸 枧

天 野 清

1. 京 枧 の 寸 法

1.1 枧の問題

古枧，殊に穀用枧は，我が国が農業国であった関係から上代より近年に至るまで極めて重要な歴史的意義をっていた。従って学者のこれに関する研究も決して少くはない。

しかし多くは例によって可成り疑わしい推測の範囲を出ていない。ただ中世末期から江戸時代に入ると古枧の残存しているものも少くないので，或程度実証的な報告もあり得るわけである。ここでは江戸時代の枧及び枧座に就て少しく書くことにする。今回発表するのは旧稿であって，研究の方法も全く文献的で，実証的なことは後に述べることにする。文献の上からいってもこの稿を書いて後，京都の旧枧座，福井熊治郎氏の御厚意に依り多数の古文書が知られ，実物も同氏のものの外，米穀史研究家鈴木直二氏のものや，特に帝室博物館の所蔵品も調査を許されたので，この稿中で既に訂正を要する箇所が出た。それは追記するとして，一応単なる文献上の調査を記述し，さうした研究方法の準備作業的な意義とその限界，弱点を如実に示すのも一つの書き方と思うのでそのまま発表することにした。

江戸時代の枧及び枧座に就ては，例えば東京帝大史料編纂所の宝月圭吾氏の「京枧の研究」（社会経済史学，昭和17年4月）の如き多数の古文書を参照した社会経済史的研究があるが，自分も宝月氏とは異なる文献的実物的資料に基いて，社会経済史的な裏付けをするつもりである。例へば京枧出現の事情，枧座の成立，枧座のマニュファクチュ

アとしての構成，枧改めの意義，方法，実施範囲から米穀の計量等に就て資料もあり，明治維新に於ける変革も他日叙述することとする。

ここで江戸時代の前期から幕府の公定枧とされた京枧の寸法を従来の文献でどう扱ったか検討する。

1.2 京枧の寸法変更

京枧の方4寸9分深さ2寸7分になる前には方5寸深さ2寸5分に近いものであったことは多くの史料から推定せられるところである。

屢々引用される多聞院日記の天正14年10月9日の条に，奈良で，京番（判）の升を代2斗ずつて判を受けさせ，「今出タルニ一石カ前ノ十合ニハ一石二斗在之云々，珍敷難儀計被申付処也」とある。

〔註〕 荻野由之，小中村義象の「日本制度通」巻三には多聞院日記，梵舜日記により，天正14年昔升の9合6勺4撮1を廃して新量を制し京判京升の9合5勺2撮6抄有奇というとしているが疑問である。

しかしこれは狩谷椽斎も言うように，以前の升は後の1斗の宣旨升や武佐枧と同系統の約8合量の升と考えられるので，その1・2倍は約9合6勺となり，所謂九六量であるが，方5寸深さ2寸5分，積62,500立方分は方4寸9分深さ2寸7分積64,827立方分の9合6分4撮余となるので，ここにいう京判は前者に相当することがわかる。

〔註〕 椽斎は芥田氏の縦5寸1分横5寸1分半，フカサ2寸4分半の升をこれとしているが，それは特殊なものをあまり重じているので面白くない。

従って椽斎の「昔升アリ、慶長ノ時伏見ニテ作ラレント云伝フ、方五寸五分ナリ」という所謂慶長量もこれに基くものと考えられ、遡って「集古図」に載せてある「元龜元年八月吉日内横五寸立式寸五分御内侍所」とある枡あたりから系統を引くものであろう。

帝室博物館所蔵「和朝古今量之図並諸説」と題した文化年間加賀藩士が書いた草稿本に「慶長十五年海内ノ量法ヲ改ム、此頃迄ハ諸国ノ量不同也、升三州ハ量法七ニヲ法トシテ一斗量一升量ノ法ヲ立、然ルニ此時京量トテ諸国ヘワタル是ヲ国量ニ比ルニ京量ノ一石ハ斗トナル、六八升八口米ト定ル、又今量トテ六二五ヲ量法ニ立ルー一升ヲ径リ五寸ニシテ深サ二寸五分ノ量也、然レトモ此法世ニ不行シテ止ムト云、按ルニ此後又新京量トテ六四八二七ノ量諸国ヘワタル此時京量ノ一石ハ新京升ニテ一石三升二合トナル(下略)」

とあるのを信じれば口広5寸、深さ2寸5分と確定したのは慶長15年になるわけで、それ以前のもそれに非常に近かったらしいが一応この時に明確な寸法が出たとも考えられる。この書は奥村文庫とあり、奥村栄実(1792-1843)か或は奥村栄滋と関係があるかも知れぬ、主として寸法と加賀藩、加、能、越三国に行れた枡の模写を含む興味深い文献である。

1.3 和算書の記述

京枡が後の寸法口広4寸9分深さ2寸7分に定めたのは何年の事か、これには狩谷椽斎の明快な考証がある。曰く「方四寸九分、深サ二寸七分ノ升ハ、寛永ノ初ニ改メラレント見エタリ、中村欽ガ三器攷略ニ、本朝升昔者有大小二様、其大者割方尺為十六、而用其一本度内方五寸而深二寸半、至近世官改其制、謂升口寛敞、則榜槩之間、易容奸巧、於是約其旁各一分、以加其深二分、故新升四寸九分、而深二寸七分矣、ト云ヘリ、昔トハ天正慶長の頃ヲ云フナルベシ、(中略)是ヲ改メラレシハ、何レノ年ノコトカ詳ナラザレドモ、元和八年ニ刻セン摂津国武庫郡瓦林ノ人重能ガ算書ニ、京升ハ口五寸四方、深二寸五分トアリ、コレニ抛レバ、是時ハイマダ所謂昔升ヲ用ヒシナリ、寛永四年ニ作リシ塵劫記ニハ、京升ノ図アリテ、ヒロ

サ四寸九分、フカサ二寸七分トモ、新升ノ法六四八二七トモ云ヒ、今判トモ云ヘリ、又方五寸、深二寸五分ノ升ヲバ、昔升トモ古升トモアリ、是ニ依レバ寛永四年ニハ既ニ其制ヲ改メラレシコト知ルベシ、然ルニ塵劫記ニ、又京判ニテ何ホド古升ニテ何程ト並ベ計リタリ、古升ヲ停メテ年経タラシニハ、サハ云フベカラザレバ、塵劫記ヲ作リシ時新升行ハレテ程無キニ似タリ、故ニ今寛永ノ初年ニ改メラレントハ定メシナリ、(以下略)」

椽斎の引用した「三器攷略」の文は「日本経済叢書」巻二所収のに比し異字脱文があるがこれについては後に触れることにする。中村惕斎は京都の人であるから彼の所謂昔の升は江戸升でなく以前の京升だと考えてよいであろう。これは次に出てくる毛利重能の算書(日本古典全集所収「割算書」)に

「一、京升は口五寸四方、深さ二寸五分あり。さしわたし、両に置き、懸け、深さ懸け、六二五あり。是れ一寸四方の物、六十二半ある也。」

に依ても傍証される。又、同じく「元和八壬辰曆式月三日、百川治兵衛(花押)、弟子衆中」の奥書ある「諸勘分物」(日本古典全集所収)中に

京升拾合入

大き五寸四方に深さ二寸五分、米積りの時には五寸を左右に立て、五五二十五と懸け、又深さ二寸五分をも懸け、六二五の分数に成る。それに一六の音にて直し、十合入る。此音に一六を懸ける事は六二五の分数、又六二五に割る故なり」

が独立と考えられる以上更に確められる。毛利重能はもと池田輝政の臣で、後秀吉に仕えた人で、豊臣氏が亡びてから京都の二条に数学の道場を開いて遠近より来り学ぶ者数百人と称せられるのである。ところで問題の「割算書」の奥書に

「古版木に興し世間に在之と云へども、割の次第廻遠にして、わけ難聞に付き、拙子知音、富小路通讚州寺町に市兵衛尉と申候仁、所望被申候間、悉く改め作り直し、古版木の分、大方書き付け畢る。」とあり、

「今京都に住、割算の天下一と号者也。元和八年初春、重能囹囹」と結んで居るところから日本古典全集の解題者は「版木に興し」を今伝らぬ重能の著「掃除濫觴」と解しているようである。しかしこれは細井涼氏が言われる如く、村井中漸の算法

童子問巻5「漢量を求める算法」の項に古升は唐制を採り、内法5寸、深さ2寸5分、容積62寸半とし、「一今通行の升は右升の方五寸に一分を減して四寸九分とし深さ二寸五分に加へて二寸七分とす其積六十四寸八分二厘七毛、当時江戸升と呼けるを後に又京升といふなり。元和年間より行ふ事、毛利重能帰除濫觴に見えたり」と記する、この最後の一句によれば「帰除濫觴」は「割算書」より後の刊行となる。ここに「唐制を採り」とあるのは三器攷略から採ったものではないかと想像されるが、このところが椽斎の引用文には脱落している。また江戸升の名称をここに用いたのは「算法童子問」の誤りであろうと思う。それは江戸の樽屋の枡はこの頃は方5寸深さ2寸5分であったことは確実だからである。元和以来150年以上も経ているので、この点「童子問」が誤っても不思議はない。もしその他の点に誤なしとして椽斎の論法を用いれば京枡の寸法改正は元和8年の春から翌9年の末までの間ということになる。

しかし「割算書」の奥書の如き「右版木に興し」に相当する初版ともいべきものがあって、それに記した古升の寸法をそのまま、直さなかったという疑いはないでもない。現にこのような例は和算書にも多いことであるし、今村知商が寛永17年に刊行した「因帰算歌」上巻にも「是れに方五寸、深さ二寸五分の升を以て……」として新京枡のことは書いていない。しかも「塵劫記」には日本古典全集所収の寛永11年版は勿論、恐らく椽斎の引用したのと同ーで従って寛永4年版と思われる小倉金之助博士所蔵本にも新京枡の寸法は明瞭に出ている。即ち「割算書」にないからといって直ちにその年まで改正がなかったと断定するのは早計であるまいか。椽斎は「塵劫記」に方5寸、深さ2寸5分の升を昔升とも古升とも云い、「いま判」又は「今升」とどこまでも並べて説明しているところから、寛永4年は古升停止後幾許もないものと推定している。これは「塵劫記」の同じ箇所「升作る法、或は一合升を作る時に、一升到一分四方の坪数六万二千五百坪ある時には……」とあるのと合せて一応尤もに聞えるが、我々の今日の言葉遣いからすると「昔升」という4、5年以前は余りに近すぎる感がある。まして法令の上で古

升が停止されても、民間に於けるその使用は長く続くことは多くの資料からみて認めなければならないので、その場合には当代の升と古升とを対照することは可成り長い期間に亘って実際の意義をもつわけである。これらの点から見て椽斎の論証は必ずしも確定的ではない。さらに、明瞭な意味は把え難いが宝月圭吾氏の引照された慶長19年（甲斐国志に国法には慶長8年6月8日信州にて出せる掟書とあり、やはり新京升となっている）信濃松本城主小笠原秀政が領内会田郷に下した法度に「(前略)竹とかきにて、百姓可計渡候、以新京升(五斗)入之事(傍点天野)の「新」の字も一応は問題とすべきであろう。

以上を総合して方5寸、深さ2寸5分の枡が京枡と呼ばれたことがあり、この寸法の枡が寛永以前に可成り行われたことは、ほぼ断定して差支えない、樽屋藤左衛門門上の寛文9年まで用いられた江戸枡、宝月氏の引かれた小倉藩、津軽氏の弘前藩で用いられた枡は何れも方5寸深さ2寸5分であるから、これと古京枡と直接的関係を断定しないまでも、古京枡の寸法の普及も決して京都附近には止まらなかったものと考えられる。而してその寸法改正は元和8、9年が最も蓋然性多く、或いはそれよりも遡るかも知れない。ただ先に述べた小笠原氏の法度中の「新京枡」は同年の領内御高附覚帳に「但し京枡五斗俵之積り」とあって新の字がなく、また信濃あたりの新古京枡の交替があらゆる和算書の記述に先立って行われることも蓋然性に乏しい以上、「新」の字はただ京枡を新に公定枡とした意味に解する方が穏当であろう。

なほ毛利重能の道場(二条京極)は京都の内で枡座の所在地(恐らく二条城附近)に近かったであろうし、吉田光由、今村知商はその弟子であり、殊に角倉了以を外祖父とした光由が商売の出で、極めて時世の動きに敏感であったこと、百川治兵衛も生国は佐渡かも知れないが数学を教えたのは京都であること等も、それらの人々が京枡寸法改正には当然関心してよい理由の一つと考えられるので附記しておく。

1.4 寸法改正の理由

次に、可成り普及したと考えられる方5寸深さ

2寸5分の枡を何故に方4寸9分深さ2寸7分の枡に改めたのであろうか。

まず前記中村惕齋の口が広ければ斗かきを扱う際奸巧を行い易いというのも一つの理由となる。次に「地方落穂集」巻1には「古升之発並京升に直す発之事」の項に「一古升は五寸四方、深さ二寸五分なりという、是は壹尺四面のものを四つに切、堅を四つに切れば……」として「満る物は欠」という曖昧な理由をあげ「於是四寸九分に、二寸七分と直すと見えたり、然らば四寸九分二寸六分ともあるべけれど、左すれば古升より器歩減る故猶予を付て二寸七分に直したると見えたり」としている。

「地方凡例余」11巻にもこの説を踏襲している。思うに重点はこの「猶予を付て」にあるのであって、米の量は増すことになる。この結果は宝月氏の引いた「津軽年代記」2に言うように「下々難義に及可申事」というのは稍誇張であるにしても、掖齋の言う「奸巧」で、損になるのも貢納を受ける側であるから寸法の改正は支配階級としては一石二鳥である。これに加えるに天正慶長の時京枡には少くとも関西地方では豊臣氏の奉行の判のあるものが相当普及していたことであろうから、元和豊臣氏の滅亡後間もなくその判枡を先ず西国で停止することが、幕府の権威を示す所以であったと考えられぬこともあるまい。

京枡の寸法改正が元和の末に行われたとして、これを直接所管したのは京都所司氏板倉周防守重宗ということになる。重宗は名所司代として元和5年から(1619)寛永、正和慶安を通じ、承応3年(1654)まで35年の長きに亘ってその職にあった人である。現在京都旧枡座福井氏方に伝わる「御代々枡烙印鑑写」の最初の烙印は元和5年より明歴2年まで在京「板倉周防守様御印」であって、是は寛永4年の「塵劫記」に載せた方4寸9分深2寸7分弦掛の1升枡の図の印と酷似している上に

〔註〕塵劫記の斗ますの図は弦もなく二隅に手かけがあるがこれは現存する寛永頃の斗ますとは全く構造が異っている。書き入れた寸法も後の正規の京枡の1斗と合わず単に計算から出したものである。

福井家にこの印のある1升枡が現存するので、これを実物に就て検討し、当時の寸法、枡目を定める参考とした。即ちその内側の辺と深さを4箇所測って平均すれば、現行曲尺4寸9分4厘、深2寸7分2厘で、鉄縁は、さび凹凸も多いから1厘程度の出入は免れない。これにより枡の裏には「口広四寸九分底深二寸七分」とあるので当時の寸法は現存の曲尺と大差なく約1%位大きくはないかと想像される。

1.5 1升以外の枡の寸法

江戸時代の幕府の公定枡である京枡の定め寸法は1升以外は余り一般に知られていなかった。その正しい寸法は福井家所蔵宝永元年の寸法書又は国家所蔵の古枡の裏書によって知り得るが、他にこれと同く一致する寸法を列挙した文献は殆んどなく、「塵劫記」その他の和算書が単なる1升枡との比例計算から寸法を出しているのは、有り勝ちのことにしても、「古今要覧稿」がやはり単なる計算値であるのはいささか意外である。他の書物の寸法の出所は明らかでないが免も角正しいものとは思われない。鈴木直二氏所蔵の甲州枡寸法書中にある京枡の寸法も恐らくは計算値に過ぎないであろう。「日本財政経済資料」が弦の積を考慮して改正された明治初年の規定をそれと断らずに京枡の箇所に参考に入れたため、これが京枡のそれと誤られているのは遺憾である。これは既に「徳川理財会要」にもあることであるが、「日本経済史辞典」も一部にこれを引用する誤りを犯している。

次にこの米穀用の京枡の寸法を各種の文献がどう書いているか比較対照して見よう。

なお弦のあるいはゆる「つるかけ枡」は5合以上のものである。1升枡の寸法を誤るものは江戸時代にはないが、これは1升が基本として知られたに対し他は用いられ方も少かった為であろう。

以上の文章を綴った後、自分は旧西国枡座の子孫福井熊治郎氏から多数の古文書を借覧しそれに依て何故1升枡以外の寸法が「塵劫記」その他に於て誤られたかを知り得た。それはこうである。

福井作左衛門が正式に枡御用を命ぜられたのは

京 枀 の 寸 法 書

枀ノ種類	1 合 弦 ナシ	2 合半 弦ナシ	5 合 弦アリ	1 升 弦アリ	5 升 弦アリ	7 升 弦アリ	1 斗	備 考
福井家文書及 福井家古枀裏 書	方 2寸10 深 1.47	3寸16 (3.087) 1.623 (1.707)	3寸96 2.067	4寸9 2.7	8寸34 4.66	9寸47 5.06	10寸50 5.88	最も信拠シ得ルモノ、括弧内ハ 修補前ノモノ
塵 劫 記	方 2.27 深 1.25	3.09 1.695	3.88 2.15	4.9 2.7	8.378 4.616	9.372 5.164	10.563 5.823	1 升枀ト相似形ニ計算シタルモ 「改算記」「算法指南大成」等 モコレヲ詳細ニシタルノミ
古 今 要 覧	方 2.2736 深 1.2528	3.0821 1.6983	3.8857 2.1411	4.9 2.7	8.3741 4.6143	ナシ	10.557 5.817	他ニ 2 升 3 升等正規ナラザルモ ノヲ掲グ
地方凡例録	方 2.15 (ママ) 深 1.6	3.19 1.6	4.0 2.5	4.9 2.7	8.35 4.25	ナシ	10.5 (ママ) 88	「大日本租税志」ハコレニ従ウ
諸品寸法往来	方 2.27 深 1.25	ナシ	3.88 2.16	4.9 2.7	ナシ	ナシ	10.5 5.88	
成 形 図 説	方 2.3 深 1.22	3.087 1.701	4.0 2.06	4.9 2.7	8.34 4.66	9.47 5.06	10.5 5.88	
同	方 2.1 深 1.47	3.16 1.623	3.96 2.67	4.9 2.7	ナシ	ナシ	ナシ	但シ水量
甲州枀寸法書 (鈴木氏所蔵)	方 2.25 深 1.158	ナシ	4.0 2.025	4.9 2.7	8.34 4.661	9.47 5.06	10.5 5.88	京枀の寸法トシテ他ニ 1 勺枀、 斗桶ヲ記載ス
日本財政経済 資料	方 2.10 深 1.47	3.05 1.742	3.95 2.09	4.9 2.71	8.34 4.69	9.47 5.085	10.5 5.91	明治 4 年ノ規定ヲ誤ッテ採用シ タルモノ「徳川理財会要」「日 本経済史辞典」ニ採用

寛永11年であるが、その際板倉周防守重宗から「御本之壱升枀並焼印」を下附された。この際の焼印は「烙印帖」の開巻にあるものであろうが、それが寛永4年版と思われ「塵劫記」所載の図と酷似しているのは、ここで寸法も烙印も変らなかったと推定すべきであろう。

ところが此の際には木地枀や他の大きさの弦掛枀はまだ制定されず、穀用の弦掛 1 升枀のみ原器が存在したのである。この結果、吉田光由も他の枀の寸法を単に計算で出す外はなかったのである。

然るに、「寛文九酉年雨宮対馬守様宮崎若狭守様御在京之御江戸表に而被仰付候弦掛壱斗七升五升五合壱合入枀五通り仕様寸法之御書付並御本枀被下置宝永元申年安藤駿河守様水谷信濃守様御在京之御弦掛式合五勺入枀仕様寸法御書付御本枀共前同様被下置夫々家蔵江相納ム木地壱升と五合と式合五勺壱合之儀は享保十四酉年本多筑後守様長田越中守様御在京之節より御免被仰付仕様寸法書付元枀等御下げ是又家蔵江相納む尤枀槩之儀は前々より其枀々に添云々」(「福井家文書要録」, 「乍恐由緒書, 享保十四年」)

とあるので、「古今要覚」其他享保以後の書物が単なる計算値を用いたのは杜撰の譏りを免れない。

さて福井家には枘の寸法書(宝永元年)があり、それは別表に収めた通りであるが、稍後と覚ぼしき「枘寸法書」には更に詳細に各大いさの枘の構造が記されている。穀用枘のみで木地枘がないところを見ると享保14年より以前の文書の写しかも知れぬ、その中の1斗枘と1升枘のみここへ引照しよう。

「一、卷斗入内法 口広卷尺五分四方
底深五寸八分八厘
但算鉄共

桧板削立厚サ六分半底裏ニ寸法之彫付致同底裏ニ指渡式寸六分の丸之内ニ升かき式寸六分と焼印有外側一方ばかり二卷斗入と彫付有

同 足 厚サ九分, 高サ卷寸七分

但右之内深さ卷寸二分ニ口四寸三分之手掛を地ずりより四方にくり付

同 弦 鉄 物 上幅五分八厘
下幅三分五厘
高サ六分七厘

同 算 鉄 物 幅六分半, 厚卷分

同 豎 鉄 物 幅六分半, 厚卷分

但し足地摺ヨリ豎鉄物式寸折廻し

1. 卷升入内法 口広四寸九分四方
底深式寸七分
但算鉄共

桧板前立厚三分八厘, 底裏ニ指渡卷寸式分丸之内ニ升かき卷寸式分と焼印あり。

同 弦 鉄 物 上幅式分三厘
下幅卷分五厘
高サ三分八厘

同 算 鉄 物 幅三分八厘, 厚

同 豎 鉄 物 幅三分八厘, 厚

以上の如くで卷升入の鉄物の厚さは書いていないが可なり詳細であって、福井家其他に現存する実物を見ても略々この通りである。ただ弦鉄の太さは不正確である。因に升かきの寸法は1升が径1寸2分而他はこの割合で口広に正比例している。

枘に京都東西奉行の烙印がある外「升座」と丸

に「京」の烙印を加え底には寸法が1個毎に彫付けてある。1合枘のみ座方の印だけですますことを許されていた。以上は京枘座だけのことで江戸枘座は多少事情を異にしていたのではないかと思われる。それは底裏に寸法が彫付けてあったか疑問なこと、1合枘にも奉行の印あるもの(天保年間筒井和泉守大草能登守の江戸南北町奉行の烙印あるものが検定所に現存する。地方新書廿五丁の枘の図は実はこれである。又裏の升かきの寸法も丸の中でない)がある等である。なお江戸枘座の烙印としては「松」の字及び「周」の字がある。(地方新書の「周」は実物と異なる)

〔註〕 検定所には「市政裁製」と「鎮」に固の印ある木地枘が数個あるが、これは尾佐竹猛博士のお話によると明治維新江戸開城後、枘座のことは町奉行から「市政裁判所」が引継いだ時のもので「鎮」は江戸鎮台のことである。枘座の引継ぎの事実は鬼佐久間の後である佐久間長啓の「町方与力」という非売の書物にあるとのこと。この枘に柴田是真の給をして所蔵している人もあるそうである。「高田市吏」にこの「市政裁製」の印を掲げてあるのは稍不適當である。

1.6 実測の例

次の江戸時代の枘の現存するものにつき実測結果を記して尺度を考える上の参考にしたい。年代は烙印から推定したものである。また括弧内の数字は称呼寸法で、単位はすべて寸である。

1升(寛永11—明暦2) 4.94 (4.9)

2.72 (2.7)

1斗(安永3—天明2) 10.51 (10.5)

5.86 (5.88)

1升(文化8—9)(鈴木直二氏蔵)

4.93 (4.9)

2.70 (2.7)

5合(文化12—文政3) 3.98 (3.96)

2合5勺(文化12—文政3) 3.16 (3.16)

1.63 (1.623)

1合(文政12—文政3) 2.10 (2.1)

1.47 (1.47)

5升(文政7—10) 8.37 (8.34)

4.65 (4.66)

7升(天保11—13) 9.47 (9.47)

	5.05 (5.06)
5合(天保14—嘉永元)	3.97 (3.96)
	2.07 (2.067)
5合(元治元—慶応2)	3.97 (3.96)
	2.08 (2.067)

上は京枡で、1個を除き福井氏蔵のものである。
ところで前述の江戸枡1合のものは

1合(天保7—10)	縦2.08 横2.02 (2.10)
	深1.48—1.52 (1.47)

で、京枡が大体1厘程度の凸凹であるに比し、やや粗雑である。底裏の寸法はない。

これから見て京枡の寸法は現今の尺度と甚しくは異ならぬ尺度で製造されていたことがわかる。

このことは、なお検定所蔵の京枡で丸に京及び升座の烙印のみある明治初年のものと思われる穀用5個、木地4個の枡についても言えるので、明治7年の大蔵省文書に東西両座の斗量原器が折衷尺に近かったとあるのも、少くも著しい誤りはないと言える。(法規分類大全、度量衡上155頁)

2. 江戸枡座の沿革

2.1 江戸枡座樽屋のこと

江戸時代枡座秤座の起源来由に就ての研究は別の機会に書くことにして、ここでは先づ両座の家柄について、既によく知れた文書をも含め一通りまとめて置くこととする。

最初に東三十三ヶ国の枡座で江戸の町年寄をしていた樽屋藤左衛門の家について覚書を示さう。初めの部分は日本財政経済史料等に発表されているものである。

樽屋藤左衛門(1553年生)は初めは水野弥吉康忠と呼び、水野右衛門太夫忠政の七子水野弥平太夫忠頼の末子で家康にも劣らぬ家柄であった。祖父忠政の子孫は大名が多く、現に華族の家が少ない。

永禄二年弥吉8歳の時、父忠頼が三河国刈屋で戦死したので、家康の小姓となり、16歳で元服して家康自ら名親となり康忠と名乗った。元龜三年味方ヶ原の合戦で武田方の黒沢藤五郎、赤張三左衛門等12人を殺し、味方の大久保甚五郎の危きを助けたので、家康は12人に因み三四郎の名を与へ

たともいわれるが、以下の享保10年の由緒書は少し違っている。

樽の姓の起りはほぼ同じ伝説がある。康忠は其後遠江諸支街の支配方を命ぜられ、寛八左衛門と共に軍政民政に手腕を示した。天正18年家康と共に江戸に來り、奈良屋、喜多村両氏と共に町々支配と神田上水、玉川上水の管理、関口、小日向、金杉3ヶ村の代官を兼ね町年寄の職に就き、やがてその専任となった。

後に引用する福井家文書に江戸3年寄とあるが、それはこの康忠の後の名樽屋藤左衛門の奈良屋市右衛門、喜多村彦右衛門又は彦兵衛の3家世襲であったのをいうのである。

樽屋は奈良屋と共に東海道、中山道に1里塚を築いた。

神田連雀町に住んだとの説もあるが、後の文献では住居兼帯の役所が本町2丁目にあったというのが正しいらしい。

3年寄は自分の屋敷の外更に数ヶ所の町屋敷を賜り、その地代を収入とし、年5百5、6十兩から6百兩もあったという。

初代は帯刀を許され、毎年正月登城して親しく將軍に謁し、市民を代表して年賀を述べるのが例で、明治維新まで続いたそうである。

2.2 樽屋家伝

次に同家の家伝を挙げよう。

「私樽屋と申由緒は、曾祖父水野右衛門大夫忠政末子水野弥吉長男藤左衛門次男惣兵衛と申候、弥吉天正三年五月廿一日長篠御合戦之砌、家康公御陣中に属し、朝之合戦に首二ツ屋の御合戦に首四つ計取実檢に備へ候得者、御感状御褒美等被下置候、依之自分為御祝儀手樽一ツ樽之口へ桔梗之花を差し並桔梗の紋付候御盃を添へ献上仕、是を家康公信長公へ御持参被遊候処に、信長公喜悅限りなく、兩大将様より水野弥吉を樽三四郎と御改め被下候、訳は差上候樽を御表し被遊名字を樽と御改め、三つ四つとの首を御表し名を三四郎と御改め、向後家の紋所は其桔梗を可付旨被御付候、其後家康公駿州に被遊御座候砌、三四郎儀御勘氣を蒙り、浪々の身に罷成御当地へ罷下り町宅仕候処、俗性いやしからざるによって、町中の者三四

郎を敬ひ諸事指図を得来り、自然と町の年寄と成候由、名字は樽之一字を付候得共、町人故自然と屋の文字を付候よし承伝候、右之通御座候、以上
享保十己年九月 樽屋藤左衛門」

(東陽実記)

三右衛門は勿論藤左衛門の一族でその子孫は慶応4年に町年寄並を命ぜられたが間もなく3年寄と共に廃止された。

初代藤左衛門の墓は震災前まで浅草西福寺にあったといわれる。代々藤左衛門で町奉行からのお達し、人民から公儀への歎願にはこの藤左衛門の名の加わっているものが少くないが、中には文化年間のもので有名な十組問屋から差出した樽役所宛文書に与左衛門というのものもある。

ともかく江戸自治には忘れぬ人である。ただ幡随院長兵衛を殺した水野十郎左衛門が遠縁なのは皮肉である。

2.3 枅 改 願 書

次によく知られているのは享保15年の「枅之儀書上」である。これは安永3年午10月28日に樽屋が東33ヶ国へ自分の製造した枅以外の使用禁止と枅改めのための触書の公布を願い出たので、幕府当局がその因縁を調べた際、以前の書留中に見出された文書であって、その際の文書をここに再録するのは稍横道へ入る嫌いもあるが、民間の願出に対して幕府がどういう処理方法を探っていたか一つの範例として重複を恐れず掲載して見よう、(今日の官庁の取扱い方も本質的に変わらないのではなかろうか。)即ち樽屋の願書は

「私儀古来より東三十三ヶ国枅之儀被仰付、私迄十代無滞相勤、例年御古例之由にて、御節分之御枅差上、其外御用之枅共是迄差上来申候段、冥加至極難有仕合奉存、代々大切に相勤候、

然処年々枅買売減少仕甚難儀仕候、前々より無判之枅遣い候儀御停止に被仰付、無判之枅堅相用申間敷、吟味之儀は私へ被仰候旨、御当地町々へは、前々より私方より改差出来申候、右に付奉願候者、東三十三ヶ国にて、私方の枅之外決而無判之枅堅相用不申、私方枅相用候様、此度東三十三ヶ国へ御触流被成下候様奉願候、其上追ては私方

より改之者東三十三ヶ国へ差出申度是又奉願候、可相成御儀に御座候はば、右之趣も御触御文言之内へ御書加、御触流し被成下候様何分奉願候、尤守随彦太郎秤改之儀前々より在々御触も被仰付、彦太郎方より在々へ改之者も差出候儀に御座候間、前書之通幾重にも奉願候、此儀年来相願罷在得共、右奉願候も恐入奉存候間、是迄不奉願候得共、在々にては別而無判之枅相用い候哉、近来は別而売高減少仕、甚難儀至極仕候、願之通被仰被下置候はば、誠に以難有仕合奉存候、以上

午十月二十八日

樽屋藤左衛門

この願書は、江戸町奉行牧野大隅守へ差出されたのである。大隅守はこれを同じく町奉行曲淵甲斐守と連名で時の老中であった田沼主殿守意次へ取次いたが、そこで添付されたのが問題の「枅之儀書上」である。まず本文を掲げよう。

「町年寄樽屋藤左衛門

右之者相願候者、古来より東三十三ヶ国枅之儀、藤左衛門先祖より被仰付、当藤左衛門迄拾代無滞相勤、例年御吉例之内にて節分之御枅差上、其外御用之枅是迄差上来難有奉存候処、年々枅売買減少仕甚難儀仕候、前々より無判之枅遣候儀御停止被仰付、無判之枅堅相用申間敷段、御当地町々へは度々御触有之、藤左衛門方より枅改之者も差出出来申候処、在々へは御触流しも無御座、役人等も不差出候間、無判之枅相用候哉、田舎より調に参候者年々少く相成売高減少仕候、依之東三十三ヶ国へ樽屋藤左衛門之枅より外相用申間敷、尤追而同人方より枅改之者差出可申段御触流被成下候様、何分奉願候旨申之候、

右之通相願候に付相糺候処、前々者三十三ヶ国之内は、遠国迄も藤左衛門方へ枅調に罷出候得共近年は段々減少致し候、左候得共無判之枅相用候哉に奉存候、尤枅之儀は京都にて福井治左衛門、御当地にて樽屋藤左衛門、右両人之枅之外枅商売候者無御座、秤座同様にて既に似枅遣候者は重御仕置に被仰付候儀にて、米穀分量第考之品に御座候に付、等閑に相成候而は如何に候座候間、旁藤左衛門願之通、東三十三ヶ国御触流之儀被付被下候仕度奉存候、依之藤左衛門差出候願書相添申上候

(朱書)

但東三十三ヶ国と相分候儀相糺候処、享保十五
成年御尋有之、別紙通書上候書留有之、右之外藤
左衛門先年類焼之砌、諸書物焼失候儀も御座候
間、当時右に付書物等無御座、尤東三十三ヶ国之
内は、遠国よりも前々枅調に藤左衛門方へ罷出候
段、無相違旨之候

未聞

以上
牧野大隅守
曲淵甲斐守

2.4 枅之儀書上

添布の「枅之儀書上」に曰く

「樽屋藤左衛門方枅之儀に付、享保十五成年八
月九日大岡越前守町方勤役之節、有馬兵庫頭を以
御尋有之、藤左衛門方枅之儀、初はいつ頃にて候
哉、如何様之訳にて藤左衛門先祖へ被仰付候哉、
寸法は何より割出し、何之法を以て致し帰哉、起
之訳等相糺可申上旨被仰渡候、其節藤左衛門差出
候書付、左之通

枅之儀書上

一、枅之儀日本にて始終儀いつ頃より之儀に
て、元は何方より相極手本なども渡り候哉、唐よ
り之寸法を用い候哉之儀、委細吟味仕候処、いつ
頃始り、手本も何を用い候哉、尤誰より相談仕候
儀も相知不申候、古来私方へ被為仰付候訳、並当
時相用候枅寸法等極候儀、左に申上候

一、私先祖水野弥吉従遠州御供仕、御入国之節
町々支配役被為仰付、並東三十三ヶ国之枅相改可
差出旨、於御城被為仰付候、上意を以松之字を被
下置、則かな印に奉写候て、枅に押来候由申伝候、
尤御吉例之由にて、節分分之御枅差上来申候、枅
之儀は分量之元にて重御儀之曲、殊に印形之文字
迄被下置候得者難有奉存候、代々大切に相勤申候

一、古来は江戸枅と京枅と品二つに分れ、御年
貢並知行米其外証文等にも、江戸枅と申儀書載候
儀に御座候、然処京枅と江戸枅は少し小さき方に
有之候に付、六十二年以前、寛文九酉年京枅同様
に可致旨被仰渡、其節より京枅同事に罷成候、寸
方之儀は何より割出候と申儀は、確と相知不申候
得共、寛文年中御尋御座候而、左之通書上申候、
寛文九年迄之江戸枅寸法

一、枅升枅 内法 高サ二寸五分横五寸

此寸坪六十二坪半

但一尺四方面之寸坪千坪十六之割に当り申
候

寛文九年改り、只今用候枅寸法

一、枅升枅 内法 高サ二寸七分 横四寸九分
此寸坪六十四坪八合二勺七才

但 一尺一分二厘余四方、六面二寸坪千三十
坪二合三勺二才、十六之割に当り申候、

右之寸法を以仕候得共、木之削方等わづか之儀
にて相違御座候に付、枅挺之枅を幾遍も計ためし
候て、不同無御座様に仕方申候、此外大小之枅共
に、枅升之割合を以寸法相極り申候 以上

戌八月

樽屋藤左衛門

右之通享保十五成年八月書上申候儀書留に御座
候 尤右之外委細之儀は、古来之書物焼失仕候旨
申上候処、御聞届被成候由、其節之書留に御座候
依之申上候、以上

前書之通享保十五成年書上候段書留御座候、以
上

未聞十二月

牧野大隅守

2.5 枅改御触

こうして老中田沼意次に差出したのであるが、
翌安永5年春に至って願之通触書を出すように指
令されたのであろう。次のは牧野大隅守の公用日
記の書留らしい。

「田沼主殿頭殿へ御直に上之

町年寄樽屋藤左衛門枅改願之儀に付申上候
書付

書面枅改之儀、樽屋藤左衛門願之通被仰付候
間、御触書案相認可差上旨被仰渡奉畏候

申二月十七日

」

そこで先ず同二月二十三日、樽屋は大隅守から
御切紙が呼出され、平服にて八つ時罷出た処、大
隅守直に先達て願出の東三十三ヶ国御触流並枅改
之儀が老中から願の通り仰出された旨をいい渡さ
れたのである(明和撰要集廿七、廿八)。

有名な触書は3月3日付で

「枅之儀、東三十三ヶ国は樽屋藤左衛門方枅相
用、無判之枅遣候儀堅停止之処、近年は別而无判
之枅多有之由相聞不届候、追而樽屋藤左衛門方よ
り改之者相廻候間急度相守、無判之枅相用申間敷

候、若相背に於ては可為曲事候

右之趣東海道、東山道、北陸道並丹波、丹後、但馬、都合三十三ヶ国、御料者御代官、私領者領主地頭より可被相触候」(御触書古卅六)

これで樽屋の長年の宿望が果され、いよいよ東三十三ヶ国の枡改めが始まったわけである。

編者後記

筆者天野清氏は中央度量衡検定所(現計量研究所)の技師として主に高温領域の温度標準の設立を担当されていたが、かたわら量子力学史や度量衡の歴史に精力的に取り組んで多くの業績を残された。ことに度量衡の歴史に関しては、従来型の方法から脱してきわめて科学的、実証的に新しい展開を試みられたが、残念なことに1945年3月戦災のため研究なかばで亡くなられた。

その論文は「科学史研究」,「計測(戦前日本度量衡協会に設けられた計測学会の機関紙)」及び同協会の機関紙「計量界」等に掲載された。これらの中の多くは戦後大矢真一氏の手によって整理され、「明治前日本物理化学史・日本学士院編」に集録されている。集録された論文は次のものである。

1. 江戸時代における度量衡研究史の概要
2. 江戸時代における度量衡研究書解題
律原發揮, 律尺考驗, 制度通, 度量衡考, 本朝度制略考, 度量衡説統, 本朝度量權衡攷, 皇國度制考について,
3. 度量衡史上の諸問題
 - (1) 明治度制の起原(残存尺度に拠る実験的考証)
 - (2) 京枡の寸法に関する文献
 - (3) 京枡の寸法・古分銅の実測(訂正)
 - (4) 古分銅の実例

ところが上記京枡の寸法にひきつづいて、「江戸枡座の沿革」が雑誌「計量界」昭和18年12月号と19年1月号に掲載され、後の分の末尾には「つづく」と記されている。そして「計量界」は用紙の配給事情が悪くなり、この号で廃刊となっている。しかも発行部数もわづかであったため、これを見ることも一般に困難である。このような事情から改めて京枡に関する部分をまとめて掲載した次第である。

略歴

天野清氏は1907年東京に生れた。1932年東京帝国大学理学部物理学科卒業、九州帝国大学工学部助手となったが、35年商工技師に転じ、商工省中央度量衡検定所勤務となり、主に高温度標準の研究に従事した。

かたわら科学史の研究に精力的に取り組み1943年には「熱輻射論と量子論の起源」を著した。その他の業績について中央公論社「量子力学史」に高田誠二氏の手によりまとめられている。1945年4月13日の東京大空襲により被爆され、翌14日没。

Dimension of the Authorized Measures
“Kyo Masu” and the History of the
Measure Craft-Union “Masu Za”

Kiyoshi Amano

In the era of Shogun Government the Japanese measures had the sizes strictly established and they were controlled by two shops which had the rights of monopolization of their manufacturing and sales, and inspection of those instruments in service, approved by the authorities. The two shops constituted a craft-union called “Za” those days. They put their head offices respectively in Edo, namely Tokyo nowadays and Kyoto, and controlled separately eastern half and western half of Japan, dividing it to two parts.

At present we have some essays about dimension of these measures among which complete consensus of opinions is not found yet.

This is the reason why I investigated old literatures and remains, and referred to the history of origination of the craft-union “Za”.

Editor's Note :

The essay could not be completed due to the author's death in March, 1945. Moreover the magazine “Keiryō Kai”, which inserted the essay, went out of print because of shortage of paper during the war time, so the latter half of what he wrote could not be brought into the world.